

# ひとり親家庭の皆さんを応援します



那覇市にお住いのひとり親家庭等の方が利用できる主な支援制度をご紹介します。

## 1 経済的なサポート事業

事業名	内容	受付窓口
① 児童手当	中学3年生までの児童を養育している世帯に支給されます。 児童1人につき月額10,000円～15,000円。 所得が制限額以上、上限額未満の場合は、月額5,000円。	子育て応援課 861-6951 ①児童手当グループ ②③児童家庭グループ ④⑤医療費支援グループ
② 児童扶養手当	ひとり親家庭、父又は母に一定以上の障がいがある家庭、父母以外の養育者に養育されている児童を対象に、18歳到達後の最初の3月分まで（一定以上の障がいがある児童は20歳到達の前日まで）手当を支給します。支給額は、全部支給の場合、月額45,500円（対象児童の人数に応じた加算あり）。所得に応じて支給額が異なります。	
③ 特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に障がいのある児童を監護している保護者に支給されます。※所得制限あり。 1級障害：月額55,350円、2級障害：月額36,860円	
④ こども医療費の助成	義務教育終了までの、こどもの医療費の一部を助成します。 〈助成範囲〉通院及び入院医療費（保険診療の自己負担分。ただし入院時の食事療養費は除く。） ※県内協力医療機関での「窓口無料化（現物給付方式）」を利用可能。	
⑤ 母子及び父子家庭等医療費の助成	18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護するひとり親家庭の親とその児童、養育者に養育されている児童を対象に、医療機関に支払った保険診療分の自己負担分の一部を申請に基づき助成します。※所得制限あり。	学務課 就学奨励グループ 917-3505
⑥ 就学援助	国公立の小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助します。 ※所得制限あり。	
⑦ 高校生等奨学給付金	高校生の教科書代、教材費など、授業料以外の教育費を支援する給付金です（年間約3万円～15万円）。生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯、失業等の家計急変により住民税非課税相当になった世帯が対象です。各高校または県の窓口（県外高校生のみ）への申込みが必要です。	【国立・県立】 沖縄県教育支援課 866-2711 【私立】沖縄県 総務私学課 866-2074
⑧ 沖縄県バス通学費等支援事業	〈バス・モノレール無料〉高校生・通学区域が全県域の学校の中学生（県立・私立中学生）及び通所区域の定めがなく当該生徒の在籍校が指導要録上の出席扱いとする学校外施設（フリースクール等）に通所する中高生のバス・モノレール通学運賃が無料になります（専用OKICAを利用）。※所得制限あり。	【国立・県立】 沖縄県教育支援課 866-2116 【私立】沖縄県 総務私学課 866-2074

## 2 貸付事業（無利子又は低利子のローン）

事業名	内容	受付窓口
① 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子・父子家庭や寡婦の方に、生活資金や子どもの進学に係る資金など12種類の貸付けを行っています。以下は、主な貸付資金です。 〈生活資金〉 次のいずれかの期間に該当する方。 ①知識技能を習得している期間、②医療または介護を受けている期間、 ③ひとり親家庭になってから生活が安定するまでの期間、④失業期間、 ⑤家計急変者。 〈就学支度資金〉・〈修学資金〉 お子様の入学金、被服費等購入のための資金及び進学先の授業料、生活費等のための資金です。 ※願書提出時点から申請ができますので、お早めにご相談ください。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951

		<技能習得資金>・<修業資金> ひとり親家庭の親及び児童が、事業開始又は就職するのに必要な知識技能を習得するための資金です。(運転免許取得費用を含む)	
②	ひとり親関連貸付制度	ひとり親家庭の方が「教育のために利用する資金」、「新たに開業する場合の資金」について利率を引き下げています。	沖縄振興開発金融公庫 941-1830
③	生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、相談・支援とともに資金の貸付を行っています。 原則として母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用が優先となりますが、以下の資金については、生活困窮者自立相談支援機関（那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター）の支援と併せて貸付の相談が可能です。 <緊急小口資金> 緊急かつ一時的な生活費が必要な方に、10万円以内を無利子で貸付けます。 <総合支援資金> 失業等により生活再建までの一時的な生活費が必要な方に、1か月20万円以内（単身世帯の場合1か月15万円以内）を原則3か月間以内貸付けます。保証人有の場合は、無利子で貸付けます。	那覇市社会福祉協議会 857-7766

### 3 就職のためのサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
①	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親が、市が指定した職業訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給します(受講料の6割相当額)。※支給要件、上限額あり。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
②	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親が就職に有利な資格取得のため6か月以上養成機関で修学する場合に生活費を支給します(4年間まで)。非課税世帯：月額100,000円、課税世帯：月額70,500円。※所得制限あり。	
③	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子が、高等学校卒業程度認定試験の講座を受講する場合に、費用の一部を次の時期に支給します。※支給要件、上限額あり。 ①受講開始時：4割 ②受講終了時：1割 ③合格時：1割 (1)通信制の場合：給付金総合計額15万円以内 (2)通学又は通学及び通信併用の場合：給付金総合計額30万円以内	
④	那覇市母子家庭等職業自立支援事業	職業紹介コーナー「すみれ」において、求人情報の提供、職業の斡旋、紹介などの相談に応じます。相談時間：午前10時～午後4時。 ※那覇市金城にある那覇市総合福祉センター内。要予約。	公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会 858-5578
⑤	沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業	ひとり親に対し、経理事務資格取得講座を実施します(託児サービス付き、週3日程度)、場所は「沖縄産業支援センター」。日商簿記(3級～2級)、日商電子会計事務検定(3級)を目指します。※所得制限あり。	沖縄県ひとり親家庭技能習得支援センター 988-4200
⑥	グッジョブセンターおきなわ	女性・子育て就労支援コーナーがあり、職業相談、子育てと両立しやすい求人紹介、各種セミナーの情報提供を行います。相談中は、一時預かりルームで託児専門スタッフがお子様をお預かりします。要予約。	グッジョブセンターおきなわ 865-5006
⑦	沖縄県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を受けているひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸付けます。資格取得後5年間従事で返済免除。入学準備金として上限50万円、就職準備金として上限20万円を貸付けます。	公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会 887-4099
⑧	母子・父子自立支援プログラム策定事業	生活困窮している児童扶養手当受給者に対し、相談員が個々の家庭の実情に応じて就労自立に向けた目標(自立支援プログラム)を立て、目標達成に向けてハローワーク等関係機関と連携しながら支援を行います。受付時間：平日9時～17時 場所：沖縄県総合福祉センター東棟3階	
⑨	沖縄県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、無利子無担保で月額4万円(上限)を最長1年間、住宅支援資金の貸付を行います。※償還免除要件あり。 受付時間：平日9時～17時 場所：沖縄県総合福祉センター東棟3階	

#### 4 住まいのサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
①	那覇市母子生活支援センターさくら	18歳未満のお子さんを養育している母子世帯が、生活上の問題等により、お子さんの養育が十分にできない場合に、母子を入所させて保護し、精神的・経済的な生活の安定と自立を支援する施設です。(最長2年)	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
②	市営住宅の優先入居	市営住宅への新規入居申込みにおいて、住宅に困窮しており、収入基準等の入居申込資格のあるひとり親世帯への優先的な取扱いを実施します。定期入居(期限付き)制度が適用され、入居期限は最年少の子どもが23歳に達する日以降の最初の3月31日までとなります。	市営住宅課 (株)レキオス 951-3242
③	住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある方に、原則3か月間(最長9か月)、家賃相当額を支給します。 ※本人都合によらないシフト減少も対象になる場合があります。	那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター 917-5348
④	沖縄県あんしん賃貸支援事業	子育て世帯等で、入居に係る費用や家賃を適正に支払うことができる方を対象に、賃貸住宅の情報提供や入居に関する支援を行います。 ※相談は事前に予約が必要です。	沖縄県居住支援協議会 917-2461

#### 5 育児・家事等のサポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
①	ひとり親家庭等子育てサポート券	ひとり親家庭及び養育者家庭を対象に、ファミリー・サポート・センターの育児サポート利用時に使える「ひとり親家庭等子育てサポート券(1枚500円相当)」を交付します。子1人につき12枚までとなります。 ※所得制限などの条件あり。	那覇市社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター 857-8991
②	放課後児童クラブ利用料軽減事業	児童扶養手当を受給している家庭の小学校1年生～6年生の児童について、児童クラブの月額保育料(おやつ代等は除く)の半額を市が負担します(上限5千円)。	こども政策課 育成環境グループ 861-2110
③	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親または寡婦が、病気や就労のため、一時的に家事援助や未就学児の保育などのサービスが必要となった時に、家庭生活支援員(ヘルパー)を居宅等に派遣します。事前に申請・登録が必要です。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
④	短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)	2歳～12歳までの児童を養育している保護者が疾病、事故、出産等により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、その児童を那覇市母子生活支援センターさくらにおいて預かります(おおむね7日間まで)。※緊急一時的に保護を要する母子も対象となります。	那覇市母子生活支援センターさくら 886-8808

#### 6 子どもへの学習サポート事業

	事業名	内 容	受付窓口
①	(小学生) ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭、養育者家庭の小学生を対象に、基本的な生活習慣の習得と学習支援を行います。 場所：那覇市母子生活支援センターさくら(首里鳥堀町4丁目)	那覇市母子生活支援センターさくら 886-8808
②	(中学生) 居場所型学習支援事業	生活困窮世帯(生活保護世帯、準要保護世帯)の中学生を対象に、高校進学のための学習支援を行っています。 場所：那覇地区、首里地区、真和志地区に各1か所	保護管理課 861-5193
③	(高校生) 沖縄県子育て総合支援事業	大学等への進学に意欲がある高校生で、次のいずれかに該当する者を対象に学習支援を行います。 ①児童扶養手当受給世帯、②住民税非課税世帯、③生活保護世帯、④児童養護施設に入所している、または、里親に委託されている子ども	沖縄県 こども家庭課 866-2174
④	(小・中学生) 那覇市まなびクーポン事業	市内在住の①生活保護受給世帯、②就学援助世帯、③児童扶養手当受給世帯の小学校4年生から中学校3年生の子ども達に対し学習塾代等を助成しております。	こども政策課 育成環境グループ 861-2110

## 7 困ったときの相談窓口

	事業名	内 容	受付窓口
①	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の方が抱える困りごとや悩みごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 場所：那覇市役所3階 子育て応援課 45番窓口	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
②	こども家庭ゆかなは (家庭児童相談)	0歳から18歳までのお子さんのことで、日ごろ悩んでいる子育ての問題、その他お子さんのことについて、家庭相談員が相談に応じます。	こどもえがお相談課 インテーク・養育支援グループ 861-5026
③	こども家庭ゆかなは (ら・ら・らステーション)	生まれてくる子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠期から就学前までの子育ての相談や子育て支援の情報、保育施設等の情報を提供します。 就学前の子育ての相談は、LINEトークで相談できます。 QRコードを読み取り、お友達追加してください。	こどもえがお相談課 ら・ら・らステーショングループ 863-0777

## 8 養育費・親子交流

	事業名	内 容	受付窓口
①	養育費履行確保等支援事業	ひとり親家庭の親等に対し、養育費の支払い等の取決めの促進を図る目的として、以下の支援を行っています。 ① 養育費等に関する弁護士法律相談支援 (1回30分無料・事前受付が必要。離婚前でも可) ② 公正証書等の作成に係る費用の支援 (上限4.5万円・事前受付は不要。作成、離婚後に申請) ③ 養育費保証契約における保証料の支援 (上限5万円・事前受付は不要。契約、離婚後に申請)	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
②	法律相談 養育費相談 ※要予約	<弁護士による無料相談> 相談日時：第2・4金曜日(15時30分～17時) <司法書士による無料相談> 相談日時：第1・3金曜日(16時～17時30分) <養育相談員による相談> 相談日時：月・火・水・木・金(9時～17時) 場所：沖縄県総合福祉センター東棟3階 <相談員による相談> 相談日時：月～土(9時～16時30分)	公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会 専用：887-4108 代表：887-4099
③	養育費等相談支援センター	養育費や親子交流に関する相談に応じます(こども家庭庁委託事業)。 電話相談：03-3980-4108 ← 携帯電話からはこちら 0120-965-419 ← フリーダイヤル(携帯不可) 平日(水曜日を除く) 10時～20時 水曜日(祝日を除く) 12時～22時 土/祝日 10時～18時 メール相談：info@youikuhi.or.jp(相談員が数日中に回答を送信します)	公益社団法人 家庭問題情報センター 03-3980-4108
④	親子交流支援事業	別居親または同居親からの申請に応じ、親子交流にかかる事前相談や親子交流援助等の支援を行います。 E-mail：office@warabi.link	一般社団法人 沖縄共同養育支援センターわらび 080-6494-1419

